

令和7年度から

# 国民健康保険税の 税額・税率等が変わります



■問合せ 国保年金課国保係 ☎029-885-0340(内)116

国民健康保険は、被保険者の皆さんが納める国民健康保険税（国保税）で運営されています。近年、医療費が高額で推移しており、運営が厳しくなっていることから税率の見直しが必要となりました。改正により被保険者の皆さんにはご負担をお願いすることとなりますが、厳しい財政状況をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。令和7年度国民健康保険税納税通知は、7月中旬頃に発送予定です。

## 《令和7年度国保税率改定内容》

課税区分		令和7年度	令和6年度	増減
A 医療分	所得割率(被保険者の所得に対して)	7.0%	6.3%	0.7%増
	均等割額(被保険者1人あたり)	36,000円	30,500円	5,500円増
	課税限度額	660,000円	650,000円	10,000円増
B 後期高齢者 支援分	所得割率(被保険者の所得に対して)	3.0%	2.9%	0.1%増
	均等割額(被保険者1人あたり)	13,300円	12,800円	500円増
	課税限度額	260,000円	240,000円	20,000円増
C 介護分	所得割率(被保険者の所得に対して)	2.6%	2.8%	0.2%減
	均等割額(被保険者1人あたり)	14,600円	15,100円	500円減
	課税限度額	170,000円	170,000円	増減なし

※ 国保税は上記A～Cの合計額です。C介護分は40～60歳の被保険者のみかかります。

※ 世帯収入が一定以下の場合、所得に応じて均等割額が2割・5割・7割軽減されます。

## 税率の上昇を抑えるために ～適正受診で医療費を節約しましょう～

皆さんが医療機関の窓口で負担しているのは医療費の2～3割。残りの7～8割は、皆さんが負担した国保税から支払われています。「上手な病院のかかり方」を心得ておくと、無駄な医療費が支払われることがなくなり、皆さんの保険税が有効に活用されます。必要な人が安心して医療を受けられるように、一人ひとりの心がけが大切です。

### ◎上手な病院のかかり方

- 同じ症状で複数の病院を受診していませんか？  
⇒初診料の支払いを繰り返すことで医療費がかさむことに。かかりつけ医をもちましょう。
- 休日・夜間等に診療を受けていませんか？  
⇒休日・夜間・時間外は割増料金がかかります。緊急時以外は診療時間内に受診しましょう。
- 残薬を考慮せず毎回薬をもらっていませんか？  
⇒お薬手帳は「薬局ごと」ではなく「1冊にまとめて」管理しましょう。異なる病院で処方された薬の飲み合わせも確認してもらえます。

### ◎なかなか病院にかからず重症化させるのも良くありません。早めの受診を！

病気が重症化すると、入院、手術、透析等、高額な治療が必要となり、ご自身の負担も大きくなります。

⇒心身に不調を感じた場合や健康診査等で指摘された場合は、早めに病院を受診しましょう。

また、健康診査、特定保健指導等を活用し、早期発見・重症化予防を心がけましょう。